栃木県会計年度任用職員（業務支援員）募集要項

栃木県県土整備部大田原土木事務所では、会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

１　採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採用予定人員 | 勤務場所 | 仕事の内容 |
| １名（育休代替） | 栃木県大田原土木事務所（那須庁舎３階）大田原市本町２丁目2828-4 | ○事務補助・設計積算（検算）の補助業務・位置図等図面作成・修正の補助業務・データ入力の補助業務・調査報告の補助業務・その他、担当職員が指示する事務補助 |

２　勤務条件

(1)　任　　期　　令和７(2025)年８月５日から令和７(2025)年12月１日まで

　　　　　　　　　※採用後１か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。

※任用期間満了後に再度採用は行いません。

※出産等の都合により、任用期間が変更となる場合があります。

 (2)　勤務時間　　月曜日から金曜日（週30時間）

午前９時００分から午後４時００分まで

※午後０時から午後１時までは休憩時間です。

※原則、時間外勤務はありません。

(3)　休　　日　　日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日

等」という）、12月29日から翌年１月３日までの日

(4)　報　　酬

①　時　　給　１，３９５円

②　通勤手当　当方の規程により、通勤手当を支給します。

※常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。

(5)　有給休暇　　年次有給休暇（任用期間が６か月以上の者）ほか

(6)　社会保険　　雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。

災害補償については、「労働者災害補償保険法」によります。

(7)　服　　務　　地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用

失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることにな

ります。

３　募集対象

次の(1)から(3)の全てを満たす人

(1)　地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）

ア　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの人

イ　栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2)　 パソコン操作（ワード、エクセル等）が可能な人

(3)　積極的に業務に取り組む意欲がある人

４　受付期間

令和７(2025)年７月10日(木)から令和７(2025)年７月24日(木)

※応募者を一定数確保できた場合は、受付期間前に募集を締め切る場合があります。

５　選考方法

就労への意欲や適性などについて、個別に面接を行います。

(1)　日時 　令和７(2025)年７月29日(火)　※時刻は電話連絡いたします。

(2)　場所 　栃木県大田原土木事務所（那須庁舎３階）

　　　　　　大田原市本町２丁目2828-4

６　申込方法

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に申し込みの上、次の書類を下記の送付

先まで郵送するか持参してください。【令和７(2025)年７月24日(木)必着】

(1)　ハローワークの紹介状

(2)　履歴書（写真付）

※履歴書は市販のもので結構です。

※自筆で必要事項を記入してください。

※持参の場合には、平日の８：３０～１７：１５の間にお越しください。

※郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので御了承ください。

|  |
| --- |
| ○応募書類の送付・提出先〒324-8765　栃木県大田原市本町２丁目2828-4栃木県大田原土木事務所　総務課 |

７　結果の発表

選考結果については、面接実施後３日以内（休日等を除く）に電話でご連絡します。

連絡先は、面接時に確認します。

８　案内図

